

枚方市と自治労枚方市職員関係労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和7年(2025年)11月5日 (水) 午後6時30分～午後7時30分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約15名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2025賃金確定・秋期年末総合生活改善に関する要求書」に基づく交渉（1回目）

＜交渉内容要旨＞

I. 人事院勧告について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 本市の給与改定については、これまでから人事院勧告の準拠を基本としてきたが、本年についても、これまで同様、勧告に準拠する内容で実施するとの姿勢に変わりはない。・ 改定の実施時期は、正職員と同様に全職種4月に遡及すべきであるが、当局の見解を聞く。	<ul style="list-style-type: none">・ これまでから人事院勧告の内容に準じた取り扱いを基本としているが、本年の勧告も昨年同様大幅なプラス改定であり、現段階では結論は出ていない。次回の交渉時に回答を示せるよう検討を進めていく。・ 人事院勧告の実施の判断と併せて検討していく。

II. 係長・監督の処遇について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 「主査及び業務主査に係る給与の見直し」について申し入れを受けたが、主査及び業務主査の処遇引下げは受け入れられない。組合としては、これまで一貫して係長の処遇改善を求めてきたものであり、それぞれの処遇差を広げることを要求しているものではない。本件の内容では、組合員への説明が困難である。・ マネジメントを担っていない係長と、主査の業務内容はほとんど変わらないと思われるが、処遇に差を設けることについてはどう説明するのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 主査の処遇引下げを目的としたものではなく、主査と係長との間で適切な処遇差を確保する観点から検討を進めているものである。これにより、努力した職員が昇任・昇格を目指す際のモチベーション向上につながるものと考えているが、見直しの内容についてはさらに精査・検討を行いたい。・ 現時点でマネジメントを担っていなくても、係長に求めている基本的な職務と職責に変わりはない。

III. 定年前早期退職に係る退職手当の見直しについて

組合	市
<ul style="list-style-type: none">「定年前早期退職に係る退職手当の見直し」について申し入れを受けたが、特例措置廃止の主な趣旨としては、離職防止という理解でよいか。また、廃止した場合にどのような影響が生じるのか伺いたい。	<ul style="list-style-type: none">本制度は、職員の離職防止を図る観点から特例措置を廃止するものである。廃止後は、50歳以上で退職する場合であっても、退職手当が増額となる措置を受けることはなくなる。

IV. 現業職員の採用について

組合	市
<ul style="list-style-type: none">5か年のごみ収集業務体制見直し実施計画は終了しており、今年度はかなり期待をしていたが、作業員の採用がなく愕然とした。現業職場では、職員の高年齢化が進み、年齢構成が歪になり、現場は限界に近い状況である。知識や技術の継承の観点から、そろそろ新規採用を考えてもらいたいが、現業職の採用の考え方及び今後の展望を伺う。	<ul style="list-style-type: none">年齢構成や技術の継承といった観点は十分考慮すべきと考えている。来年度以降の採用について、現時点で示せるものはないが、各職場の状況や退職者数の状況なども踏まえ、総合的に判断していく。